

千葉県障害者スポーツ大会は、全国障害者スポーツ大会の競技規則によって実施しています。下記の「改正概要」について県大会競技規則に反映しますので、参加予定団体は確認のうえお申し込みください。

令和2年度全国障害者スポーツ大会 競技規則・解説改正概要（予定）

平成31年日本障がい者スポーツ協会会議資料より引用

1. 精神障害者の参加資格の変更

2020年度全国障害者スポーツ大会より、参加資格を精神障害者保健福祉手帳のみとすることを検討し、日本精神保健福祉連盟精神障害者スポーツ推進委員会にて、全国6ブロック大会での調査を実施した。

調査結果より、現状を踏まえ、参加資格を「精神障害者保健福祉手帳」所持者または、「自立支援医療費（精神障害）受給者証」取得者のみとする。（通院証明書を用いての証明対応は廃止する）

2. 障害区分（視覚障害区分）の改正

平成30年7月より施行された新障害区分等級により、視覚障害の判定基準が以下のとおり変更されたため、それに伴い障害区分を改正する。

現行：両眼の視力の和で障害区分を判定

改正：良い方の視力で障害区分を判定

注1：指数弁～光覚弁については、以下の視力として換算する。

指数弁は「0.01」 手動弁～光覚弁は「0」として判定する。

注2：視力は、手帳と同様に矯正視力（眼鏡、コンタクトレンズ等を使用した視力で判定を行う。

3. 卓球（STT）の規則改正

サウンドテーブルテニスにおいて、「打つ」とは、プレー中に競技者がラケットハンドに握ったラケットのグリップを除く部分でボールに触れることであったが、令和2年度より、「打つ」とは、競技者の握ったラケット（グリップを含む）及びラケットハンドでボールに触れることとする。

グリップ及びラケットハンドで打球した場合、打球音がすれば有効であるが、打球音がしない時には、ホールディングとし無効とする。